

互助給付金申請及び給付金請求の留意点について

1. 申請できる期間

申請できる期間は、**事故発生後1年以内**です。

※互助給付の対象は、会員である民生委員・児童委員となりますので、疾病等の理由で退任される場合も退任前に申請してください。

2. 公務関係について（「取扱要領」の表2に示す添付書類）

●公務死亡弔慰金の申請

(1) 「ア. 公務死亡状況説明書（互助様式第3号）」

「状況説明」欄には、公務中に死亡した状況が明確にわかるようご記入ください。

(2) 「イ. 公務死亡証明書」

関係公的機関の長、もしくは当該社協会長等により、**当該委員の活動が民生委員・児童委員としての公務であったことを証明**してください。
(証明書の様式は問いません。)

(3) 「ウ. 医師の発行する死亡診断書」

必ず原本を提出してください。(公務に関わる死亡理由が記載されていること)

●公務傷害及び公務疾病見舞金の申請

(1) 「ア. 公務傷害・公務疾病状況説明書（互助様式第4号）」

①「全治期間」欄には、傷病・疾病が発生してから完治するまでの日数をご記入ください。

通院、入院、自宅療養の3つの療養方法全てを含み、発生から完全に治るまでの加療期間です。例えば、発生から完治するまで30日を要し、その間の通院が10日間であった場合、自宅療養を含めて全治期間は30日となります。

なお、この期間に入院した場合は、「入院あり」に○印を付し、その期間を具体的にご記入ください。

②「状況説明」欄には、公務中に傷害を受けた、もしくは公務に起因した疾病にかかった状況が明確にわかるようご記入ください。

(2) 「イ. 公務傷害・公務疾病証明書」

関係公的機関の長、もしくは当該社協会長等により、当該委員の活動が民生委員・児童委員としての公務であったことを証明してください。

(証明書の様式は問いません。)

(3) 「ウ. 医師の発行する診断書」

必ず原本を提出してください。

公務審査委員会において審査するために、全治期間及び入院の有無についての客観的な資料が必要です。そのため診断書には、「全治期間」及び「入院の有無」が明記されている診断書が必要となります。

従って、傷害、疾病が完治した時点の診断書を添付してください。

3. 一般給付について（「取扱要領」の表2に示す添付書類）

●一般死亡弔慰金、配偶者死亡弔慰金の申請

(1) 「医師の発行する死亡診断書」

原本が添付されていることを確認してください。

ただし、それぞれ「一般死亡確認書（互助様式第5号）」、「配偶者死亡確認書（互助様式第6号）」をもって代えることができます。

●一般傷病見舞金の申請

(1) 「医師の発行する診断書」

①診断書の原本が添付されていることを確認してください。

ただし、「一般傷病確認書（互助様式第7号）」をもって代えることができます。

②「一般傷病確認書（互助様式第7号）」の「全治期間」欄には、傷病・疾病が発生してから完治するまでの日数をご記入ください。

※上記「(1)の「ア. 公務傷害・公務疾病状況説明書（互助様式第4号）」に同じ。

●災害見舞の申請

関係官公署の「罹災証明書」が添付されていることを確認してください。

災害見舞の対象となるのは、「居宅」のほか、居宅と隣接または同一敷地内にある納屋、倉庫、工場、店舗、診療所、事務所、貸しアパート、神社などです。

●退任慰労の申請（一斉改選を除く）

「退任確認書（互助様式第8号）」に退任年月日、在任期間が記載されて

いることを確認してください。

※なお、一般給付金については、原則として毎月1日より月末までに県社協等に申請のあったもので、県社協等において審査・決定したものを、当該月分として翌月10日までに全社協宛ご請求ください。

4. 「給付金申請書（互助様式第2号）」

①「市区町村社協等使用欄」の「給付金受領方法」欄

この欄は、市区町村社協等が、給付金受領者（会員または会員の遺族）にどのような方法で給付金を渡すのかを、市区町村社協等が記入する欄です。

よって、「1. 銀行振込」の場合は、給付金受領者の銀行口座をご記入ください。

②なお、事故防止の観点から、可能な限り「2. 現金」ではなく、「1. 銀行振込」により給付金をお渡しください。

5. 退任に関わる留意点

互助給付は会員に対する事業ですので、退任される場合は在任中に申請いただくのが原則です。止むを得ない事情により若干申請が遅れる場合は、全社協民生部まで連絡をお願いします。